

令和3年9月9日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 茂松 茂人
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その60）

日本医師会より、標記に関して、令和3年9月7日付事務連絡で、診療報酬の取扱いが示されたとの連絡がありました。

今回の事務連絡においては、中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者に対し、一定の要件を満たした医療機関において本剤を外来で投与した場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」（令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（1）に示される「救急医療管理加算1（950点）」を外来で投与した日に1回算定できる。

ただし、同一日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その51）」（令和3年7月30日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問1における救急医療管理加算1（自宅・宿泊療養者に対して、往診料又は在宅患者訪問診療料を算定した日の救急医療管理加算1（950点））は併算定できない。

また、今回の臨時的取扱いの「救急医療管理加算1（950点）」及び「臨時的な取扱い（その51）」（自宅・宿泊療養者に対して往診又は訪問診療を行った場合）の「救急医療管理加算1（950点）」と「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その56）」（令和3年8月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）に示される救急医療管理加算1の4倍の点数（3,800点）又は6倍の点数（5,700点）との併算定はできない。

なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その60））の発出日（令和3年9月7日）以降適用される。

一との取扱いが示されております。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和3年9月7日付厚生労働省保険局医療課事務連絡

問1 中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」（以下「本剤」という。）の投与対

象となる新型コロナウイルス感染症患者に対し、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の医療機関への配分について」（令和3年7月20日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）別添のQ.12中「医療機関による外来での投与」に示される要件を満たした医療機関において本剤を外来で投与した場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」（令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（1）に示される救急医療管理加算1（950点）の算定について、どのように考えればよいか。

（答）本剤を外来で投与した日に1回算定できる。ただし、同一日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その51）」（令和3年7月30日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「7月30日事務連絡」という。）の問1における救急医療管理加算1は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その60））の発出日以降適用される。

問2 問1における救急医療管理加算1（950点）及び7月30日事務連絡の問1に示される救急医療管理加算1（950点）について、同一日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その56）」（令和3年8月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の（1）に示される救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数（3,800点）又は同事務連絡の（2）に示される救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数（5,700点）との併算定は可能か。

（答）併算定不可。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001